

令和8年度 船橋市立豊富中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等が児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 職員の認識

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうる行為であり、絶対に許されない行為である。いじめは、特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応すべき問題である。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①学校におけるいじめの防止
<ul style="list-style-type: none">・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うことや、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳の授業を充実させるとともに、道徳集会を実施する。・生徒指導の実践上の視点を活かした授業実践を通して、生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。・生徒会を通じて、生徒が自主的にいじめ防止のための活動ができるよう支援する。
②いじめの早期発見のための措置
<ul style="list-style-type: none">・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を年3回実施するなど、その他必要措置を講ずる。・生徒が、他の生徒がうけるいじめを認識しながらこれを放置することがないように啓発活動を行うとともに、道徳教育の充実を図る。また、他人に対するいじめ認知の調査も定期的に行う。・生徒及び保護者がいじめにかかる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
<ul style="list-style-type: none">・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。
④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
<ul style="list-style-type: none">・生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるようにするため、保護者会・道徳集会・その他の機会等で保護者・生徒に啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

<p>①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめの防止等を実行的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。 <p><構成員>校長、教頭、生徒指導担当者、養護教諭、学年主任、(スクールカウンセラー) (SSW)</p> <p><活動>・アンケート調査の実施及び結果の分析。</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ問題等の相談の窓口及び情報収集と記録・共有。・関係生徒への事実確認の聴取及び指導支援方針の決定・保護者との連携。 <p><開催>週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。</p>
<p>②いじめに関する措置</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。・いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発防止をするため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。・いじめが原因で他校とトラブルに発展して場合は、生徒指導主事を中心に関係機関を交えた対策を講じる。・いじめの加害者・被害者という関係だけではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒や周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」となっている生徒には、それらの行為はいじめの荷担する行動であることを理解させる。

(3) 重大事案への対処

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会との協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関わること。
- ・いじめの再発防止に向けた取り組みに関わること。

(5) 年間計画

月	活動内容	行事
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」の策定と共有 いじめ問題対応についての確認 ・春休み明けの生徒の様子の把握 ・いじめ対策委員会の開催 	入学式 新入生歓迎会 保護者会 情報モラル教室 授業参観 学区訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> ・行事を通じた人間関係作り ・いじめ対策委員会の開催 	校外学習（1，2年） 生徒総会 体育祭
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止強化月間（いじめ防止標語の取組） ・いじめ対策委員会の開催 ・いじめアンケート（第1期）の実施 ・教育相談期間① 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業に向けた指導 ・いじめ対策委員会の開催 	三者面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動における生徒の様子の把握 	夏休み
9	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの生徒の様子の把握 ・いじめ対策委員会の開催 	まとめテスト 修学旅行（3年） 生徒会選挙
10	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケートの実施 ・行事を通じた人間関係作り ・進路指導を含めた教育相談②（3年） ・いじめ対策委員会の開催 	前期終業式 後期始業式 合唱コンクール
11	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談期間②（1，2年生） ・いじめアンケート（第2期）の実施 ・いじめ対策委員会の開催 	3年三者面談 定期テスト（3年生）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題をテーマにした集会等の実施 ・冬季休業に向けた指導 ・いじめ対策委員会の開催 	1，2年三者面談 マラソン大会
1	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季休業明けの生徒の様子の把握 ・教育相談期間③ ・いじめ対策委員会の開催 	百人一首大会
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケート（第3期）の実施 ・行事を通じた人間関係づくり ・いじめ対策委員会の開催 	まとめテスト（1，2年生） 3年生を送る会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・春休みに向けた指導 ・いじめ対策委員会の開催 	卒業証書授与式 修了式